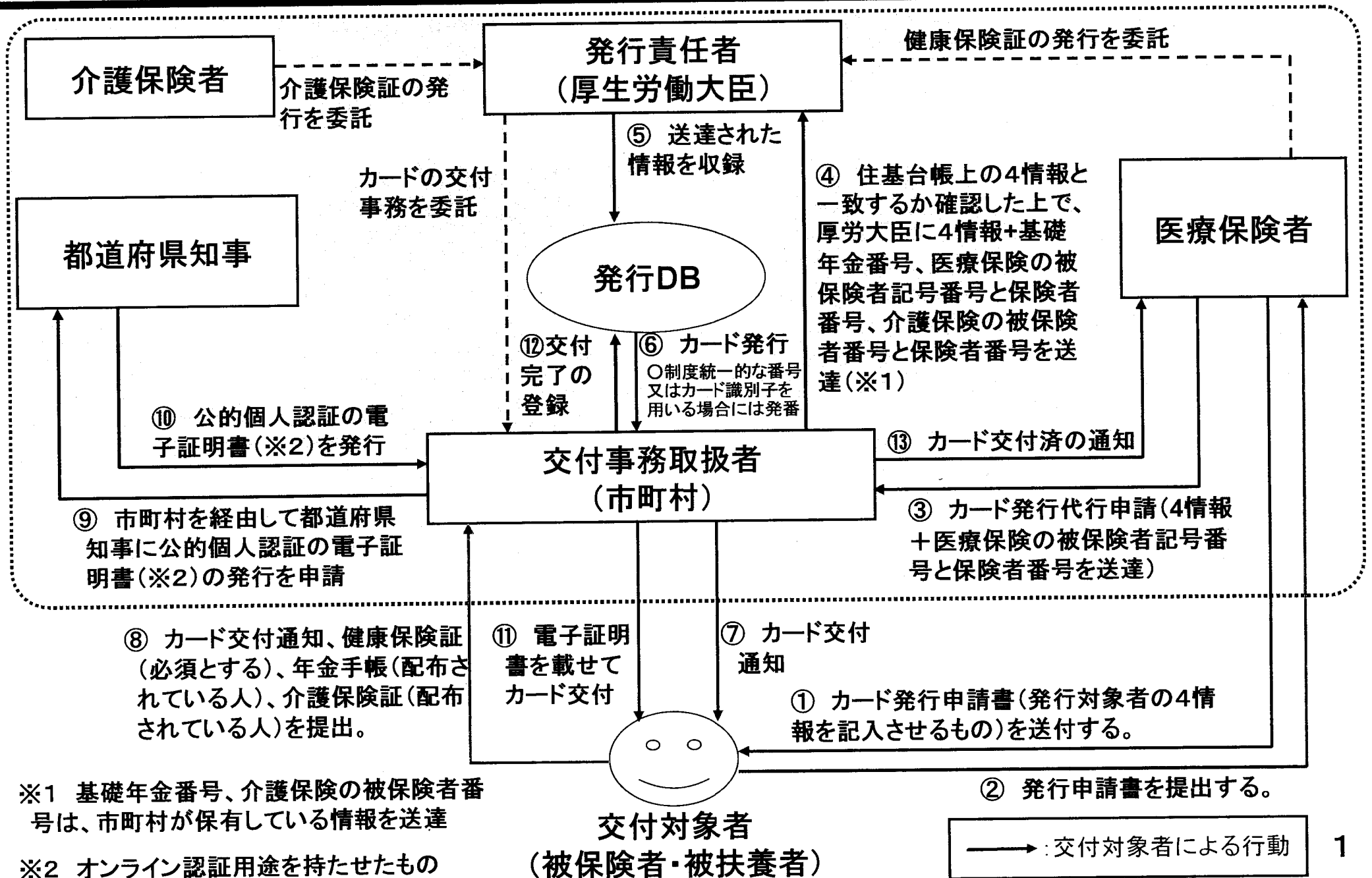


検討資料2:カードの発行・交付方法の概念図(案)

(切替フローについて)

- 仮に**市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 社会保障カード(仮称)制度導入時においてすでに発行されている保険証等を切り替えていく(切替フロー)について
 - ①「**医療保険者で手続**して健康保険証とその時点で有している証を市町村で交付する案(切替フロー案1)」と
 - ②「**市町村で手続**して健康保険証とその時点で保有している証を市町村で交付する案(切替フロー案2)」について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

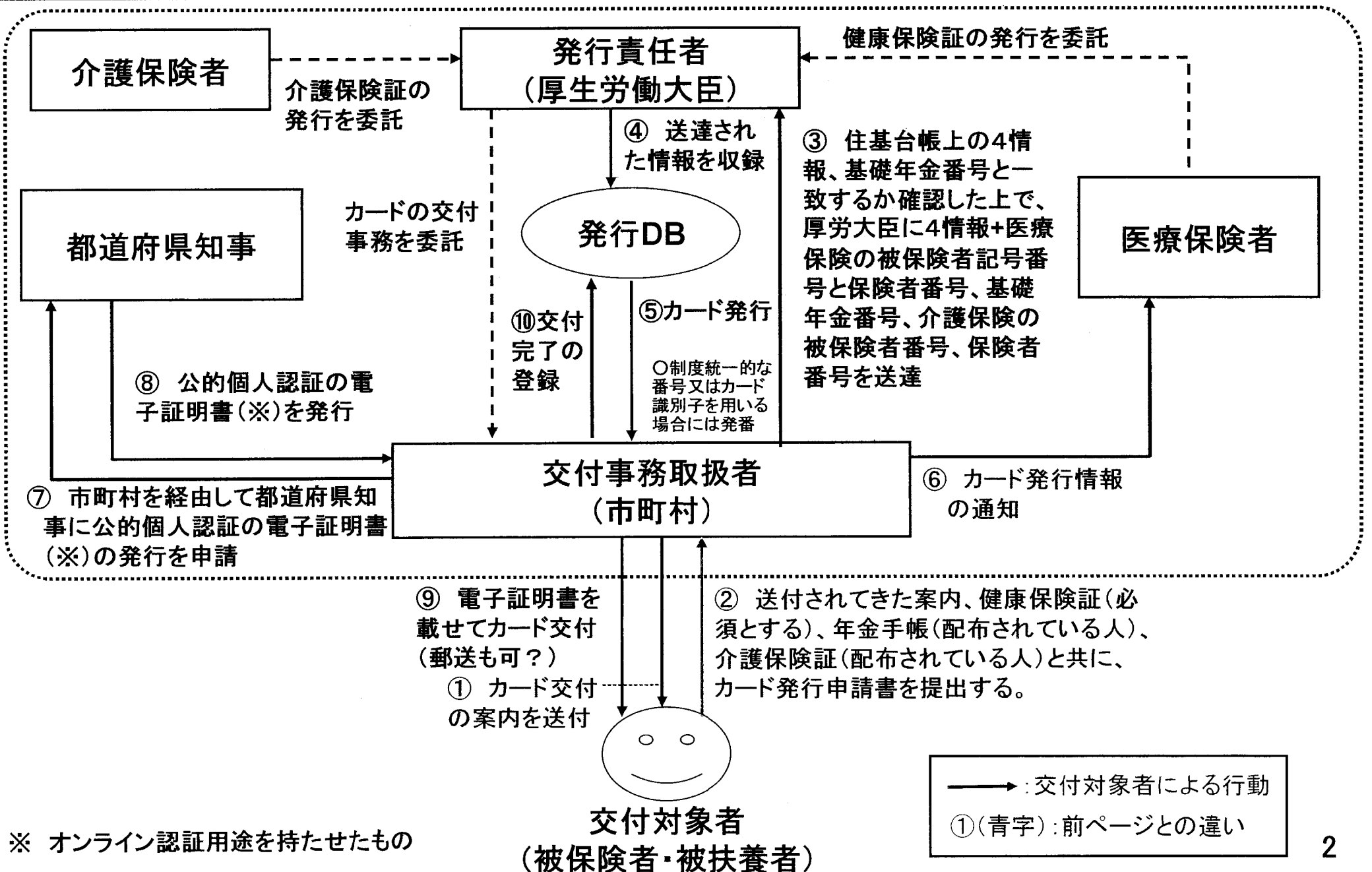
①切替フロー案1 (医療保険者で手続きして健康保険証とその時点で有している証を市町村が交付)



※1 基礎年金番号、介護保険の被保険者番号は、市町村が保有している情報を送達

※2 オンライン認証用途を持たせたもの

②切替フロー案2 (市町村で手続きして健康保険証とその時点で保有している証を市町村が交付)



社会保障カード(仮称)の発行・交付・利用に関する検討のためのメモ (検討中)

資料6

1	交付対象者	年金保険、医療保険、介護保険の加入者(被扶養者を含む。)		
2	現行保険者	年金(国、共済組合)、医療(国、健康保険組合、市町村、共済組合、国民健康保険組合等)、介護(市町村、広域連合等)		
3	発行責任者(仮定)	厚生労働大臣		
4	交付事務取扱者(仮定)	市町村		
		交付対象者の動き	現行保険者、発行責任者、交付事務取扱者等の動き	課題、必要条件等
5	カードの発行、本人への交付プロセス	(資料4を参照)		
	5-1 年金手帳としての機能	(資料4を参照)		
	5-2 健康保険証としての機能	(資料4を参照)		
	5-3 介護保険証としての機能	<p><40歳から64歳の者></p> <p>① 現行通り、受給が必要となった者及び希望者は、介護保険者(市町村)で手続きを行う。</p> <p><65歳に到達した者></p>	<p><40歳から64歳の者></p> <p>② 介護保険者(市町村)は、介護保険の被保険者番号を付番し、当該番号を中継DBに当該番号を送達。</p> <p>③ 介護保険者(市町村)は、介護保険の被保険者番号を当該者に通知。</p> <p><65歳に到達した者></p> <p>① 介護保険者(市町村)は、対象者に被保険者番号を付番し、当該番号を中継DBに送達。</p> <p>② 介護保険者(市町村)は、介護保険の被保険者番号を対象者に通知。</p>	

6 DBと資格確認 の実現方法				
	6-1 医療保険			
	6-2 介護保険			
	6-3 年金保険			
7 DBと情報閲覧 の実現方法				
	7-1 医療保険			
	7-2 介護保険			
	7-3 年金保険			

8 属性、保険者変更時の手続、カードの使用方法			
8-1 住所が変わる場合	① 住所変更届を市町村を通じて発行責任者に提出	② 発行責任者が中継DBの住所情報を更新（カードはそのまま）。	<ul style="list-style-type: none"> ・カード、公的個人認証（オンライン認証）を転居しても失効させないようにする必要性 ・保険者にも別途届け出するのか
8-2 氏名が変わる場合	① 氏名変更届を市町村を通じて発行責任者に提出	② 発行責任者が中継DBの氏名情報を更新（※券面に氏名を記載する場合、市町村が新しいカードを交付）。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者にも別途届け出するのか
8-3 医療保険者を変える場合	<p>① 旧医療保険者に資格喪失届を提出</p> <p>③ 新医療保険者に被保険者資格取得届（+被扶養者届）を提出し、その際、</p> <p><案1> 取得届に被保険者、被扶養者のカードを添えて提出</p> <p><案2> 被保険者、被扶養者の旧医療保険者から通知された旧被保険者番号を通知</p> <p><案3> 取得届に被保険者、被扶養者の住民票上の4情報を記載</p> <p><案4> 番号又は識別子を用いる場合には、取得届に当該番号・識別子を記載</p>	<p>② 旧医療保険者が中継DBの医療保険資格喪失処理。喪失通知を被保険者に通知</p> <p>④ 新医療保険者は、被保険者番号（+被扶養者番号）を付番し、中継DBに送達</p>	

8-4	介護保険者を変える場合	① 旧介護保険者に介護保険資格喪失届を提出。 ③ 新介護保険者に介護保険資格取得届を提出。	② 旧介護保険者が中継DBの介護保険資格喪失処理。 ④ 新介護保険者が被保険者番号を付番し、中継DBに送達。	
9	カード紛失時・破損時の対応方法	① 紛失した又は破損した旨及び新カードの発行申請（+公的個人認証の発行申請）を市町村長に届出（破損の場合は破損したカードを提出）	② 市町村長は、紛失又は破損を発行責任者に連絡し、発行責任者はカードの失効処理及び新カードの発行を、都道府県知事は公的個人認証の発行を行う。 ③ 市町村長は公的個人認証を載せて新カードを交付	
10	カードの更新	② 送付された通知を持って、市町村窓口にて更新の申請（カードの更新申請及び公的個人認証の再発行申請）を行う。	① 市町村はカードの有効期限到来前に利用者に対して更新の通知を送付。 ③ 市町村長が公的個人認証を載せてカードを交付。	
11	その他、上記以外の論点（例）	<p>○ 年金、医療保険、介護保険以外の社会保障制度に関する機能追加の在り方 機能の追加（各制度から見ればカードの活用）については、枠組みを示した上で、制度ごとに判断されるべき。 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公費負担医療その他の社会保障給付 ・ 生活保護については、カードそのものの発行を伴う場合があることに留意 <p>○ その他の検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシー保護・利用制限の在り方 ・ 外国人へのカードの発行 ・ 写真付きカード ・ 住民基本台帳カードとの共通カード化 <p>希望する場合には、社会保障カード（仮称）に住基カードの機能を搭載することを可能とし、共通カード化を図るべきではないか。また、そもそも、住基カードに社会保障カードの機能を搭載してはどうか。</p>		